

地方行政委員會議錄第四十六号

昭和二十九年四月十七日(土曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長代理理事 難尾 弘吉君
理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君
理事吉田 重延君 理事鈴木 幹雄君
理事西村 力弥君 理事門司 亮君
尾関 義一君 西村 直己君
濱地 文平君 山本 友一君
床次 徳二君 橋本 清吉君
阿部 五郎君 北山 愛郎君
横路 節雄君 伊藤幸太郎君
大石ヨシエ君 大矢 省三君
中井徳次郎君 松永 東君
出席國務大臣 塚田十一郎君
出席府政委員

國家地方警察本部部長官 齋藤 昇君
國家地方警察本部次長 谷口 寛君
國家地方警察本部警視長 柴田 達夫君
國家地方警察本部警務部長 (總務部長) 石井 榮三君
國家地方警察本部警視長 中川 董治君
國家地方警察本部警務部長 (刑事部長) 小林與三次君
總理府事務官(自治庁行政部長) 高橋 幹夫君
委員外の出席者 國家地方警察本部警視正(總務部企画課長)

四月十七日

委員床次徳二君及び石村英雄君辭任につき、その補欠として古井喜實君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

四月十六日

ニュース映画及び教育映画の製作事業に対する事業税撤廃に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第四四三三號)
同(床次徳二君紹介)(第四四三六號)
町村合併促進法の一部改正に関する請願(黒金泰美君紹介)(第四四五一號)
古書籍業に対する事業税免除に関する請願(大矢省三君紹介)(第四四五二號)
クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願(勝岡田清一君紹介)(第四四五三號)
同(松永東君紹介)(第四四五四號)
同(稻葉修君紹介)(第四四七七號)
市町村職員共済組合法制定に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第四五一二號)
市町村職員共済組合法制定に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第四五一二號)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出第三二一號)
警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第三二二號)
自治庁関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第一五一號)

○難尾委員長代理 これより會議を開きます。

委員長は都合により本日欠席されましたので、その指名により私が委員長職務を行います。

まず、昨日本委員会に付託されました自治庁関係法令の整理に関する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を聴取いたします。塚田國務大臣。

自治庁関係法令の整理に関する法律案

自治庁関係法令の整理に関する法律

左の法令は、廃止する。

- 一 北海道三県協議費意納者処分及同費に關し不服者出訴の件(明治十八年太政官布告第二二二號)
- 二 市制施行地に付府縣會議員の選挙及市公民の資格に關する件(明治二十二年法律第七號)
- 三 地券廢止の件(明治二十二年法律第十三號)
- 四 田畑地價特別修正法律(明治二十二年法律第二二二號)
- 五 地方税及備荒儲蓄金納納者処分の件(明治二十二年法律第三十三號)
- 六 沖繩県及小笠原島地方費の件(明治二十三年法律第三十七號)
- 七 市町村會議員選挙規則(明治二十三年法律第三十九號)
- 八 衆議院議員選挙法罰則補則(明治二十三年法律第四十號)

九 府縣會議員選挙に衆議院議員選挙法罰則補則を適用するの件(明治二十三年法律第四十一號)

十 市町村名及市役所町村役場の位置變更に關する件(明治二十三年法律第七十七號)

十一 府縣制郡制施行に際し衆議院議員並府縣會議員の選挙区域地方税収支予算地方税財產備荒儲蓄金処分方郡費支弁方法及府縣の急務事業に關する諸件(明治二十三年法律第八十五號)

十二 地方税経路に於て臨時土木費の爲に起債及地租制限外賦課の件(明治二十九年法律第六十二號)

十三 田畑地價修正法律(明治三十一年法律第三十一號)

十四 北海道市町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等選挙の罰則に關する法律(明治三十二年法律第九號)

十五 衆議院議員選挙人名簿に關する法律(明治三十五年法律第十九號)

十六 郡費分賦の件に關する法律(明治三十五年法律第四十號)

十七 衆議院議員選挙資格に關する件(大正四年勅令第十一號)

十八 震災に因り租税を減免せられたる者の法令上の納税資格要件に關する法律(大正十二年法律第五十四號)

十九 東京府神奈川縣等に於ける現任府縣會議員の任期等に關する件(大正十二年勅令第四百九號)

二十 東京府及神奈川縣に於ける衆議院議員選挙人名簿調製に關する件(大正十二年勅令第四百二十三號)

二十一 震災に因り地租を免除せらるる者の法令上の納税資格要件に關する法律(大正十三年法律第五號)

二十二 貴族院令第六條の議員選挙に付衆議院議員選挙法中罰則の規定準用に關する法律(大正十四年法律第四十八號)

二十三 衆議院議員の選挙權に關する法律(大正十五年法律第五十五號)

二十四 北海道會議員及府縣會議員の選挙權及被選挙權並市町村會議員の公民權に關する法律(大正十五年法律第五十六號)

二十五 衆議院議員の任期延長に關する法律(昭和十六年法律第四號)

二十六 府縣會議員、市町村會議員等の任期延長に關する法律(昭和十六年法律第五號)

二十七 道府縣會議員等の任期延長に關する法律(昭和十八年法律第九十號)

二十八 衆議院議員にして大東亞戰爭に際し召集中なるに因り其の職を失ひたるものの補選及復職に關する法律(昭和十八年法律第九十八號)

二十九 衆議院議員の補選選挙等の一時停止に關する法律(昭和二十年法律第三十一號)

三十 衆議院議員選挙法第十条の特例に関する法律（昭和二十年法律第四十一号）

三十一 衆議院議員選挙法第十二条の特例に関する件（昭和二十年勅令第五百三十七号）

三十二 道府県会議員等の任期延長
に関する法律（昭和二十一年法律
第十号）

三十三 都道府県及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律（昭和二十二年法律第

三十四 地方配付税法の特例に関する法律（昭和二十四年法律第四十

三十五 地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法（昭和二十五年五号）

法律第百十二号)
三十六 昭和二十五年における教育
委員会の委員の定例選挙の期日の

委員会の委員の定数並その任期の特例等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十八号）

附
則

この法律は、公布の日から施行する。

○塚田國務大臣　ただいま議題になりました自治庁関係法令の整理に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

さきに政府は、行政事務の簡素化に
関連いたしましたして、現行法令中比較較
不要不急と認められるものの整理を檢
討いたして参つたのでありますが、そ
の際、過去に制定された法令のうち十

でに実効を喪失しているものにつきまして、整理の意味で廃止の措置をとることに相なりました。

自治庁関係の法令につきましても、北海道三県協議費意納者処分及同費に關し不服者出訴の件外三十六件は現在

○瀧尾委員長代理 本案に対する質疑は後日適當な機会にこれを行うことといたします。

○灘尾委員長代理 次に警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の両案を一括して議題とし、これより質疑を行います。門司亮君。

○門司委員 私は今度の警察法と同時に、警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案、兩案の關係からウ治庁長官に一応お聞きをしておきたいと思ふのであります。

この警察法の改正をしようといひますならば、やはり現行自治法で直なければならぬところが二、三箇あるわけであります。従つて、一方はこの警察法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案というのが出おつて、警察法が改正されて参りますと、それに伴つて法律の整理が行わたるのであるが、その關係法令の整理する法律案の中に自治法關係の条文ないのであります。従つて自治法の正が必然的に必要になつて来るといふ。このことについて、自治庁長

は、自治法の改正案をいつごろ出されるつもりか、その点をひとつ最初に伺つておきたいと考えております。

○**塚田國務大臣** 自治法の改正には、御指摘のように他の政府が提案申し上げているいろ／＼の法案の整理に關係している部分と、それからそうでない部分とあるのでありまして、御指摘のような問題の部分は、本来はそれ／＼の法案が出たときに別個に処理するのであるけれども考えたのでありますけれども、御承知のように自治法全体の相

て、

あります。

○門司委員 今提案が遅れていて恐縮

れは単に關係法令の整理に關する法律案で済むと思ひます。地方自治法から來て警察に關係いたしておりますもので、地方自治法第百五十六條の七項

に、警察機関は府県に設置することができないう規定がある。警察行政に對しないう規定が、委任事務としてこれを行使するものではないということが一六項は委任事務を規定し、七項は、委任事務としても府県に行わせることができないという規定が書いてある。従つて現行自治法から考へて参りますなうば、府県に警察の事務を執

時に、その執行をするというような正しい自治警察にするかどうかということ、同時に、市町村におきまして警察を保持していると云ふは、自治警察とい

にこれは触れているのである。自治庁の長官は、今こしらえかけてはいるが、諸般の事情で出せないのだという答弁であります。そういう御答弁ではわれ／＼は警察法を審議するわけに行かない。従つて私は自治庁長官に聞いておきますが、それなら一体いつごろこれを出されるつもりなのか、その時期を明確に教えてもらいたい。

○塚田国務大臣 時期の点は、先ほど申し上げますような事情で、いろいろ各方面の意見調整に骨が折れておりますので、何とも申し上げかねるのであります。しかし御指摘のような、警察法の改正に関連した部分について意見の相違があるというようには、私は承知いたしております。従つて、警察法の改正をいたしますときには、当然それとやらはらになつておる自治法の改正というものについて、関係各省の間で意見が合致しておらなければならぬわけでありまして、その点についての意見は合致しておるわけでありまして、従つてもし自治法全体の改正が十分うまく行かないということであれば、あるいは警察その他、どうしても今会期に必要な部分だけ別個に出して、そうして御審議を願うということになるかとも考えられるわけでありまして、なおその辺の事務的な詳細は、行政部長からお答え申し上げます。行政部長からお答え申し上げます。

います。またこれにつきましては、自治法の考え方と、それからこれは警察だけの問題ではありませんが、ほかのそれと別の規定法との関連をどうするかという一般的な問題もあるものであります。特に別表などの関係は、御指摘の通り、各般の法律に全部関係があらまして、この別表の調整は、従来からそれ／＼、実定法が通つて、あとからこれを整理して行くという形で今までもやつておるのであります。それ／＼の実定法と一緒にやるということは、事実上困難な面もあらまします。従来からそういう扱いにいたしておるのであります。と申しますのは、これは自治法によつて当然に実定法が左右されるものではないに、実定法がそれ／＼の規定によつて動くことになつておる。従つて、それを自治法における一般的な考え方として整理して行くというところで、自治法ではこれをあとから整理しておる扱いにしておるのであります。警察法との問題につきましても、明らかに現在現行の警察制度を前提にして自治法の規定ができておる。従つて、警察法がかわれば、当然それに応ずるようにならねばならぬ。この考え方の方で、この自治法を直せば、規定が先行するといふような考え方をいたしておらねばならぬ。しかし警察法に直して行けば済むのじやないか、これが自治法としての考え方でありまして、それが自治法として、それに応ずるようにならねばならぬ。それ／＼、これに直して行けば済むのじやないか、これが自治法としての考え方でありまして、それが自治法として、それに応ずるようにならねばならぬ。それ／＼、これに直して行けば済むのじやないか、これが自治法としての考え方でありまして、それが自治法として、それに応ずるようにならねばならぬ。

○小林国政府委員 ただいま大臣から答弁がありましたが、自治法と警察法との関連につきましては、確かに警察法をかける以上は、それに伴つて自治法の調整をする問題があるものであります。われ／＼といたしましては、その調整の必要を感じておるのでござい

ておるのであります。

○門司委員 さつきから申し上げますように、新法が旧法に優先するといふもの、考え方から言へば、私も当然そういふことになると思ふ。しかしそれが言えるからといって、一切のものが片づく筋ではないと私は思ふ。なぜなにかといへば、何度も申し上げておりますように、やはり関係法令についてはちやんと整理するように法律案が別個に出されておる。だから、こういう手続をとることがやはり常識的だと思ふ。従つて自治法の部分だけをそのまゝにして置いて、そしてこれは新法が旧法に優先するからというより、これは新法だけで、ものを考えられるのは、私は言ひのがれだと思ふ。さつきから私が申し上げておりましたように、ここに

出されておられます法律案の内容といたしまして、ほとんど行政措置で済むものであつて、こういうふうにかつて来たから、取締りの関係が今までの市の自治法でやつておつたものを、今度県に持つて行かなければならぬといふようなことだけの問題であつて、これは何ら基本に動いておらない。ところが、自治法の関係から見ると、そこが、たとえば国の一つの委任事務といふたし、また、これは府県には警察は置けないことになつてゐる。市町村の公安委員会があれば、そこには警察を置かなければならぬことになつておる。警察が置けるといふことになつてゐる。別表第二の三十三にも、明らかに犯人検挙その他警察官に協力して災害を受けた者については補償しなければならぬことになつてゐる。これらの条項は、いずれも警察法ができたからこつての条文を入れたといふ話で

ありますが、法律をこしらえるときにはそういう建前であつたかとも考へております。少くとも警察法を改正しようとするば、当然これらの整理が伴つて行われなければならぬ。ただ、それ／＼だけで私どもこれを片づけるわけには行かない。だから、自治庁長官の今の御答弁だけでは、私どもどうしてもこれを承服するわけに行かない。何度も繰返すようでありまして、一体いつごろこれを出される腹があるのか。速記録を調べてもらひたい。今から一月くらい前、もつと前かもしれないが、この警察法が出たときに私はこのことについて自治庁長官にお尋ねしてゐる。自治庁長官は、近いうちに自治法の改正を願わなければならぬといふことをはつきりと言つてゐる。その後長官の意見がどうかかわつたか知らないが、今日まで一箇月有余にわたつて出されておらない。二、三日のうちに出したといふことが、三、四のうちにだつたならば、とつて出されて、これが並行審議が行われて、法律としてもスムーズに行かなくておつたと思ふ。従つて今のよう

な、早く出すといふことになれば困るからといふようなことで、これは新聞の報道だから、私も必ずしもそれを信ずるわけではありませんが、もし自治法の改正を出せば、それによつて延ばされるから、自治法の改正は出さない方がいいといふことが、いつか新聞に書いてあつたが、私はそういうことがほんとにやないかと思ふ。もし自治庁長官の言うことがほんとにやないならば、私は非常に大きな問題だと思ひます。だから、この機会にもう

一言長官に聞いておきますが、警察法が通れば、自然に自治法の方はあとで改正してもいいのだといふような考へておられるように、今の部長の答弁では私も承つたのであります。しかしこの警察法自体がはたして府県警察であるのか、あるいは国家警察であるのかといふことについて、私どもいまだ非常な疑問を持つてゐる、その疑問といふのは、人事の配置である、これはいづれ人事院総裁に來ていただいて、よくお話を伺わなければならぬと思つておられますが、国家公務員が地方公務員を指揮監督する今日のこの警察制度、これは国家行政組織法の八条であります。この関係から行つて、はたして正しいかどうか、それからさういふことがやれるかどうかといふやうな基本的な問題もやはり警察法の改正にからんで来る。従つてこれと相関連して参りますが、こういう疑問をたくさん持つておられます。警察法の改正に対して、これに明確に答弁を与えようとするならば、やはり府県に警察が持つてゐるのだ、府県は警察事務の執行ができるのだといふことになつておかないれば、いつまでたつてもその疑問といふものを解明することにならぬと思ふ。従つて警察法を改正しようとするば、やはりこれらの問題もぜひ説明しておいていただきたいといふやうに考へておりますので、今申し上げておるのであります。

もう一つ立つたついででありますからあわせて聞いておきたいと思ひます。が、今も申し上げましたように人事院総裁に來てもらつてよく意見の調整はしていただくつもりであります。国家公務員が地方公務員を任命すると

いうことは、一体自治庁の長官として考えられるかどうか、この点をあわせて御答弁を願っておきたい。

○塚田国務大臣 第一の点のいつごろ出すかということですが、御指摘のようにもうすでに久しい前に早く出すということはしばしば申し上げておるのでありますけれども、全体として一まとめにしておるものでありますから、いろいろ点において意見の調整を要する部分があつて、つい延び延びになつてまことに恐縮をしております。今のところいつ出せるということも日のお答えができない状態にありますので、まことに遺憾に申訳なく存じておるわけでありまして、しかし先ほども申し上げましたように警察法に関する部分は、警察法の審議の際に当然そのうらばになる自治庁関係の諸規定というものも一応考慮に置いて、この警察法の改正に調子を合せて自治法も改正する、また改正できるという考え方になつて警察法というものの御審議をお願いしてあるものでありますからして、そのようにぜひこれを直して参るつもりであります。それから直す時期につきましても、具体的には申し上げられませんが、警察法を運用いたしますまでは運用にさしかかえないという目安において、必ずこの修正をいたすということで御了承願ひたいと思つておられます。

それからして第二の国の公務員が地方の公務員を任命できるかということですが、これは私も御指摘のやうに非常に異例な事例であると考えられるわけですが、しかし事務の特殊性に基いて、法に根拠を置いてやるならばできないことではないのではな

いか、そういうふうな考え方をしておるわけでありまして。

○門司委員 今答弁されたことはほんとうですか。警察法の施行までには間に合うやうにやるといふことは、それはそういう確信がありますか。

○塚田国務大臣 警察法の施行になりまするまでに支障のないという状態に必ずいたします、こういうことでござい

ます。

○門司委員 そうだとすると、この警察法がもしこのままの姿であるいは多少修正されても、通過すれば七月一日から大体実施するように書いてある。国会の会期は五月の八日まででありまして。従つて今の自治庁長官の答弁がそのまま受取れるとすれば、今会期中に自治法改正案が出されて通過をしなればならぬやうになつておる。自治法の改正が今出されないで、一体これの審議ができるかどうかということに、私は非常な疑問を持つておるのであります。今は警察法の審議をしておりまして、今は警察法の関係だけを申し上げておるのであります。自治法の改正については非常に私は大きな期待を持つておるのである。これは地方制度調査会の答申に基く地方の公共団体の事務分量に対する再分配が行われるということになつて参りますと、これはこれで私はかなりの議論がなければならぬ。同時にそう簡単には行かないと思ふ。今自治法改正案が出されなければ、おそらく会期中にこの委員会ではこれを審議することは不可能じやないかと思ふ。自治庁の長官は間に合うやうに出すといふことをお言ひになるが、きよにでもあしたにでも出してもらわなければ、自治庁の長官の期待

するやうな今会期中の自治法の改正の成立は困難だと考へる。だから出せるならひとつぜひすみやかにこういふものを出すといふことで、今の自治庁長官の答弁が私はほんとうに顔面通りに受取れることを期待いたして参ります。もういよいよと、警察法の関係もやはりまず自治庁の長官がそれを出しになつてから、われ／＼もこれを考へなければならぬやうになつて来る。

それからその次にもう一つ自治庁の長官に聞いておきたいと思ひます。これはわれ／＼の一つの杞憂であるかも知れませんが、先ほどの公聴会に知事の代表者としておいでになりまして茨城県の友末君の意見を聞いてみますと、警察法の改正によつて三百二十億のものが府県に財政的の処置がされておるやうであるが、それでは足りない、もう百億くらいものものをもらわなければ、府県が警察を握つた場合には困るであらうといふことを友末君は言つておるのであります。そういたしますと、警察法の改正によつて、これは今塚田長官と議論する必要もないことであるが、政府は九十億ばかりの財源が浮くと思ふ。もう百億もらわなければやれぬといふことから、政府が九十億財政が浮くと言つたところ、結論によつては十億ばかり地方の公共団体が損をすることになるのだから、決して私は財政の負担の軽減にはならないと思ふのです。そうなつて参りますと、府県財政に対して何らかの処置をしななければならぬ、こういうやうに考へるが、自治庁長官は現行警察法の改正によつて都道府県の財政

には今予算の上で見積られております三百二十、三十億円で足りるというやうなお考へになつておるか、もしお考へになつておるとするならばその根拠をひとつ教えていただきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 第一のお尋ねの点は、先ほども申し上げましたようにこの警察法が両院を通過いたしまして、これが実施に移されるときまでに、自治法の中であつてもこれを直さないと運用ができないといふ部分があれば、これは当然今国会において改正案の御審議を願ひなければならぬ、またその他をこまめに関係のないという部分があれば、あるにその後になつて御審議願ひやうなことになるかも知れませんが、大体先ほど申し上げましたやうに自治法の規定の改正の中であつても今国会において御審議を願つて決定をしていただかなければならぬ部分があるものであります。たとえば直接に関係のない部分でありますが、たとえば教育長の助役の兼任の問題とかそういう問題がありますので、どうしても改正案がうまくまとまらないといふことであれば、そういう部分だけ抜き出して御審議願ひといふことに、ぜひしなうちやならないのではなからうか、そういう意味におきまして警察法の改正と関係してこれが運用に絶対に必要である部分は、まず今国会に御審議願ひやうにいたしたいと思ふのであります。

それから警察が都道府県に移るにつれての財政的措置といふことであります。これはいろいろ足らないの御意見があるといふことも私も承知いたしておりますが、私どももいたしましては一応現在の財政計画でやつてい

ただけるといふ程度に、財政措置をいたしたつもりでおるわけでありまして。なおこまかいことは私も今十分な資料と記憶を持ちませんので、後ほど関係の政府委員を呼びまして、ひとに御説明を申し上げたいと思ひます。

○門司委員 その点についてはいづれ財政関係で後藤君にでも来ていただけてお聞きすることになります。

次に私がさういふものを杞憂して御質問いたしますことは、かつてこの委員会でもなだかの質問に政府当局は答えて、今まで市町村にあるいわゆる国家地方警察の問題に対しては、寄附その他を受けたことはほとんどないといふやうな答弁があつた。今日の警察行政の中であつても、むしろ従来の警察行政から、今日の警察行政のあり方といふものについて最も住民が関心を持ち、また今まで弊害のあつた点が是正されたといふところは、都市警察によつて警察の費用を寄附その他の行為によつて、まかなつて来ておつた従来の弊害を避けて、そうしてできただけ市の一般経費によつて警察がまかなれて来たところの一つのあり方だと思ふ。これはおそろしく大都市にとつては、ほとんど全部そうだと思ひます。昔は警察の後援会であるとか、あるいは防犯協力会その他いろいろの名前で、警察に寄附行為が行われておつたが、そういうものはいけなないといふことである。かりに防犯協力会その他があつても、全部その寄附金あるいは献出金といふものは、市の収入の中に一応集約されて、それが警察費に使われておつたといふことになつておつて、いわゆる警察とボスの結託をさういふ寄附行為によつて行ふことので

きないような明瞭な警察にするために
お五いが努力をして来ている。これが
私は今日の現行警察法のもとに民主化
された警察の一つの姿だと考えておる
のであります。ところがそういふこと
でない国家地方警察の面では同じよう
に、ここでは、警察長官であつたかど
なたであつたか、警察は寄付行為とい
うものはほとんど受けておられない、警
察はやはり警察の費用でまかなつてや
つておるといふことが言われておる。
しかし、ここに私どもの手元にあるま
すこれは一つの事例であります。国
家警察の庁舎の改築のための寄付金の
強要が行われておる。これは事実であ
るかどうか私はつきりはしておりませ
んが、新聞紙の伝えるところによりま
すと、下館町における下館地区署の改
築に対して、下館町に対して百万円の
寄付を割当てたといふことでありま
す。そしてこれが町会にかけられ、あ
るいは村会にかけられ、いろいろな問
題が起つて来ておる。そしてこの百
万円が下館の町であるとかあるいはそ
の近所にあります町村にもやはり同じ
ように割当てられておる。養蚕村が三
万五千円、竹島村が三万円、中村が二
万八千円それ／＼これを納付しておる
のであります。この答弁では今まで
そんなことをした覚えはないと言つて
おるが、現実にここにこういうことが
あるのであります。そしてこれに対
して、長岡県警察長の談としてこう
書いてあるのです。下館地区署の設備
費の国庫予算は二百八十七万円で、本
館とその付属設備に充てられてゐる。
このほか水道、娯、門、車庫、備品な
どに百万円かかるので、地元各町村の
予算の中から寄付を受けている。全額

国費でまかなわれないのはあまりいい
こととは思わないが、全国どこでもこ
んな形をとつてゐるのはないから弊害
からとつてゐるのではないから弊害は
ないはずだ。本県でも下館だけであ
なく、高萩も寄谷もやはり地元の協力を
得てゐる。地元町村からの寄付の点を
云々するのは国の政策の問題だから、
国会での問題だと思ふ。下館をことさ
ら取上げるのはおかしい。こう書いて
ある。従つて、国警隊長がこれは国会
の問題にしてくれと書いておるから、
私は国会の問題にした方がいいと思
ふ。この答弁では国警の諸君はそう
いふことはないと言つてゐるが、現実
にこういう問題が出て来ているのであ
る。しかも自治法の建前から行きます
ならば、一体自治体が国家機関に対
して寄付をすることができるといふか。
こういうことが村会で議決されるとい
ふことになつて参りますならば、自治
法の関連性を一体自治庁の長官はど
うお考えになつておられますか、その点
についての自治庁長官の御答弁を願
ひたい。

○塚田国務大臣 御指摘のような例
は、だれがどのようにお答えしたのか
存じませんが、私も全然ないというこ
とは言えないと思ふのであります。た
だ私の場合には自治警がそういうこと
をやつておるという事例を自分でも承
知しておるわけでありまして、しかし
御指摘のように自治体が国から強制的
な寄付の割当てを受けてそれを支出する
というところは、明らかに地方財政法第
四条の二の違反であると考えておりま
すので、そういうことのないようにと
いうことを、絶えず注意はいたしてお
るのであります。もちろんこの第四条

の二の規定も、自発的にいたす寄付ま
でも禁止するといふふうには表現され
ておらぬので、そこまで禁止するとい
うことがはたして行政運営の上に非常
な無理が来ないかどうかといふことも
考えられまゝです。強制的なものはい
けないといふように規定しておるわけ
であります。実際問題としては自発的
であるか強制的であるか、なか／＼困
難な問題でもありますが、自発的とい
う名にかりて強制的な寄付といふこと
も行われておるのではないかと懸
念もありますので、今後大いに注意は
して参りたい、こういうふうにと考へて
おります。

○中井(徳)委員 今門司委員からあ
いとお尋ねがありましたので、関連し
て申し上げるのですが、実はその質問
をいたしましたのは私であります。先
般公聴会の席で、たしか名古屋市警で
ありましたか、署長が参りましたとき
にその話が出まして、愛知県において
は国警は一年に五千万円くらい寄付金
をとつておるといふような発言があり
ましたので、それに関連をしまして国
警当局にお尋ねしたのであります。そ
ういたしますと、返事が一銭ももらつ
ておりませんといふようなりつばな返
事でありまして。返事をした人も私は記
憶いたしておりますが、私はその点で
すぐに質問を打切つたというか、ほか
の人の質問になりましたので黙つてお
りましたけれども、大体警察法の審議
におきまして、これまで比較政府的
皆さんも私ははじめに答弁をいたした
ているように伺つておつたのですが、
この点だけはどうも実は、質問をやめ
ましたのはあまりばか／＼しいから私
は質問をやめた。今問題になりました
からはつきりと申し上げます。確かに
国警はもらつていないといふような返
事であつた。それは法上の、国警自体
が直接もらつたことはないといふふう
なへりくつとして私は実は承つたので
あります。国警はもらつておらぬが、
警察後援会が受取つてゐるといふふう
な形が全国に非常に多いのでありま
す。このことは先般汚職その他で召喚
されております国会議員などにおきま
しても、わしはもらつておらぬ、しか
しわしの後援会が受取つてゐるとい
ふような返事をいたしてゐる。それとま
つたく同じであります。私はあんま
りばか／＼しいので実は三百代言的答
弁にはさらにつつ込む必要もなく、何
といふかやになつてやめたわけであ
ります。それでここで申し上げたいの
であります。そういう法的な制約から
くりを通じて、われ／＼の重要な審議
をしてゐる場合、このような回答をな
さるというふうなことは今後は絶対慎
んでいただきたい、かように思いま
す。私はそのときもあえて言つたので
す。それは国警だけでなく市警にお
いても全国においてきつとある。宮崎と
いひましたか、名古屋市警の署長にも
言ひました。君の方もきつとつてい
るに違ひない、交番を新設するとかそ
の他の場合には必ずとつてゐるに違ひ
ない、こういう質問をしたのでありま
す。にもかかわりませず、一銭ももら
つておらぬといふ非常に冷徹な回答で
あつたこと、この点遺憾であるとい
ふことを私は重ねて申し上げておきた
い、かように思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 ちよつと釈明を
いたしておきたいと思ひます。あの際
に他の政府委員がお答えをいたしまし
て、私も聞いておりましたが、宮崎君
の発言と関連をしまして、名古屋市警
が強制割当てをして寄付をとつていな
い。それと同じような意味合いで愛知
の国警も強制割当てをしてとつてゐるよ
うな寄付は、一文もないといふふう
に答えたのであります。言葉が足りま
せんかつたために、今おつしやいます
ような誤解を起したのではないだらう
かと、私も聞いておつてさうに感じ
ておつたのであります。寄付の点につ
きましては、弊害の多いことはこの委
員会でもたび／＼申されております。
またその御注意がありましても、私
どもみずからそれは反省いたしまし
て、ボムとの結託、そういうことがな
いにいたしましても、個人的寄付をい
ただくと自然何かの際にはやはり情とい
うものが移る、そういうことがあつて
は公正な警察権の執行ができないう
うわけで、個人寄付はできるだけ避け
させるようにいたしてゐるのでありま
す。もちろん非常にりつばな考え方か
らこういうものををせむ寄付したいとい
うような場合、そういう弊害がないと
いふ場合には、許可をしていただいて
いる場合もあります。庁舎の修築ある
いは新設等におきましては、国として
この程度のものでよろしいと考えまし
ても、地方の方は自発的にこの程度と
希望して、地方の治安の維持のため
はもう少しいいものををつくつてもら
いたいといふような場合がしばしばあ
ります。そういうような場合には、関
係当局の自発的な御協議によつて、町
村から幾らという場合はあるものであ
ります。そういう場合も、押しつけがま
しくこちらから割当てて寄付を強要す
るということのないようには注意をい

たしておるのでございます。こういう関係は、今中非委員の御指摘されましたように、自治体警察の中におきましても同様にござります。これは自治体ならば、市全体からこの程度でよろしいと思つても、当該地域のところで、自分の方としてはこういうものがなければ十分でない、あるいはこういうものを持つた方がその地域の住民が一層安心する、だからというような場合には受けておるのでございます。この点弁解をいたしておきます。

○中井(徳)委員 今の御返事で自治体警察もつておるといふことでありますが、そのことも私否定はしないのであります。問題は自治体警察がつておる金額と、国警のつておる金額の問題であります。現実には問題なく国警の方が過去において非常に多額であつたといふことも、私は事実であると思つております。このことも一言申し上げておきたい、かように思ひます。

○北山委員 寄付の問題は何回もこの委員会でも質疑がありまして、その程度体裁のいい御答弁で終つておるわけでありまして、実はこの下館のような警察署の建築費の寄付の問題は、おそろく全国的にあるんじゃないかと思つてあります。これはいろいろな角度から問題になります。一つには、先ほど自治庁長官が地方財政法の四條の二を引用されて、強制制を設けてないんだからいいんだといふようなことであります。しかし同じく地方財政法の十二條には、国家地方警察に關しては、特に地方公共団体に對してそのような経費を負担せよという措置をしてはならない、とはつきり書いて

ある。強制的であるうがなからうが、とにかくそういう措置をしてはならないと書いてある。ただいまの下館の場合、この朝日新聞の記事を見ますと、警察署長が交通安全協会の支部長のところにへ行つて、七、八万円ほど引受けとくれと頼んだ、こうある。だから署長さんが、個人のところあるいは団体の代表者のところをまわつて歩いておる。これは明らかに地方財政法十二條に書いてある「経費を負担せよ」という措置」といふことに該当するんじゃないか。私も実は地方公共団体の仕事をやつておられて、そういうふうな協力会をつくつてもらいたいといふことを警察の方から言つて來られた経験を持つておられますが、おそろくこれは全国的に同じような歩調で、後援会とか協力会とか防犯協会とか、いろいろな名目で警察の外郭団体をつくらせるように国警自身が指導なさつたのではないかと、かように思ふのであります。これが、これについてさつぱり資料がないといふような御答弁では、どうも納得いたしかねる。一部の地区に発生した問題じやなくて、全国的に問題になつておるのです。これは町村会の調査によりますと、全国の町村の法令に基かないこのような寄付金等の負担が一箇年に推計百四十九億、約百五十億あるといふことになつておる。これは二十府県の町村について調べたものであります。市長会の調査によりますと六十億ある。合せて二百億ぐらいあるわけなんです。そして町村会関係のうちで国警に對する寄付は五割何がという数字になつておる。従つて、おそろく十億近いものが出ておるんじゃないか。兵庫県の例では、兵庫県の

町村会がこの種の調査を見ますと、国警に對する寄付金(国警治安協力会費を含む)が二千七百九十七万円となつておる。これは昭和二十七年年度の決算であります。ですから、先ほどの愛知県の場合の五千万円、兵庫県の場合の二千八百万円といふふうに、各県とも国警に對しては直接、間接に相当額の寄付を出しておるのじやないか、そして、それが偶発的でなく全国普遍的に行われておる。こういう実態を一体国警本部が知らないはずはないのです。だから、こういう協力会とかさういふものによつて、警察の不足な経費であるのかもしれないが、さういふものがまかなれておるといふことをお認めであるかどうか、もう少し正直に、はつきりと御答弁が願ひたいのです。

○齋藤(昇)政府委員 防犯協会でありまつか、治安協力会といふものをつくつておられますところは、私は、全国すべてとは思いませんが、相当であると承知をいたしております。たとえ東京警視庁におきましても防犯協会といふ大きな団体がございます。これらの防犯の事務は、大事であり、これは警察でやると同時に、一般住民の方々も實質上の自治の観点から自分たちもこつておることをやつた方がよりよろしいといふ意味から、さういふ御協力であるのであります。これは、一般の住民の方々あるいは有識者の方々に、警察の費用が足りないから、ぜひその費用をまかなうためにさういふものをやつてもらいたいといふことであります。私は、私は非常にいいことだと思ひます。これは強く戒めておるのであります。

す。建築費の問題にいたしましては、私の承知しております例を申し上げますと、改築する必要には迫られておつても、私の方の予算計画から、もう少しがまんをして延ばしてもらおうといふことであります。地方の方から、見るに見かねる、またあの狭くなつたものでは地方としても困るから、何とか少しでもよいから国の予算を出してもらいたい、そして地元の方も協力したいからといふ非常に強い陳情を受けることがしばしばあるものであります。これをことごとく受入れて、無理をしておろさばかりの予算を出して地方から寄付を仰ぐといふことではないのであります。それらも、御好意はまことにありがたいけれども、とにかく待つていただきたいといふことで、お断りをしておるものの方が多いような状況であります。地方財政法の十二條で「経費を負担せよ」といふ措置」とありますのは、これはどういふ趣旨でありますか、私は、この法律の解釈をいたしましては、ただいま申し上げておりますような事柄で自然にできているのであります。これは、これは当然のじやないだろうか、かように考えております。

○門司委員 今の国警長官としての齋藤君の答弁は、まるきり的はずれであります。今まで質問された人は、さういふ寄付が行われておるといふことで質問をせられておる。北山君もさつき申し上げましたように、これは明らかに地方財政法の違反であります。その行為は、今の齋藤君の答弁のように、単に自発的に協力会その他をやつたのであらうといふようなことではないはずである。ことに朝日新聞の伝える茨

城県のこれを見ても、有力者に對して三十万円をお願いして、残りの五十万円は十四箇町村に戸数割で割当てたのである、さう書いてある。さうして、しかもこれは村会あるいは町会でこれを支出いたしております。従つてこれは地方財政法に違反しないとは言えないのであります。個人の好意による寄付とは全然違ふのであります。私はこのことを自治庁長官に聞いておるのであります。さういふ行為は、現在地方財政法に禁じてある。ことに北山君が言つたように、ごていねいに十二條には警察に關するものとはつきり簡潔に法律で定めておりますものが、嚴重に法律で定めておりますものが、現在でも行われておる。その場合に友末知事が説明しましたように、もし百億の金がお府県が警察行政を担当するとすれば足りないといふことが事實であるといふ事になります。この百億の金は府県が出すか、あるいは市町村に割当の寄付が行われるか以外に方法はないのであります。さういふ事態が、この警察法が改正されると出て來るのである。出て來た場合に、一体自治庁の長官はこれに對してどういふ処置をとられるかといふことを私は聞いておるのであります。自治庁の長官から、その点についてひとつはつきり御答弁を願つておきたい。

○塚田国務大臣 私にいたしましては、先ほどもお答え申し上げましたように、自治団体は自発的にならば、自治法の二百三十一條に書いておられます「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合には、寄付又は補助をすることができ、さういふ規定と、先ほどの財政法の十四條の二の規

定と、先ほどの財政法の十四條の二の規

定との趣旨からいたしまして、法律上禁止せられておるものであるというわけには行かないのじやないか。しかし現実の問題としては、確かに違反になるような事例が行われておるのじやないかという疑いを私も持つてゐる事例が幾つかあるわけでありまして、今後を戒めて行きたいということ、先ほどお答え申し上げたわけでありまして、それから今後の二十九年年度の、警察が都道府県に置かれるというのとに伴う財政計画に伴つて、現実には足りないということになれば、財政計画が誤つておるということになると思ひますが、どういう意味において百億足りないう御意見を友末知事がお述べになつたか承知しないのでありますけれども、ただ先ほどとも国警長官が申されましたように、国の立場からはこの程度の計画でこの程度の施設で、またこの程度の人員でというように考へて財政計画を策定しておるのに、地方が住民の意思により、もしくは住民が言わないでも、自治団体のそれらの運営の責任者の考へ方によつて、もつとそれ以上に金をかけるということになつて、あるいは足りないということが出て来るのかもわかりませんので、その辺のところは、足りないからというその責任が国に必ず来るというところまで一気にいきませんので、私も詳細に、どういふ根拠でもつて財政計画の警察費の部分が組み立てられてあるか、先ほど申し上げましたように今詳細に承知しておらぬわけでありまして、しかし私が地方財政計画を策定いたしました場合に承知いたしましたのは、これで大体やつていただけるはずなんだというように承知をしておるわけでありまして、この範圍においてぜひまかなつていただきたい、寄付というやうな形のものが出ないやうにということをお私としては期待し希望する。私の立場としてはこういうやうににお答え申し上げるわけでありまして。

○門司委員 大臣の立場としてはその程度しか言えないかもしれないが、しかし現実にはこういう問題が起つてゐる。先ほど長官は、どうも今行われてゐるものは地方財政法違反であるやうに考へるといふ話が率直にございまして、私は深く責める必要はないと思ひますが、自治法に規定いたしておりますものは、もし寄付行為がありとすれば、それは公共団体なり、あるいは自治体等の一つの団体が、当然そのの所管として行ふことができるものに対する寄付行為ができるのであつて、地方財政法の十二条は、四条の二を受けて明確にこれを具体的に禁止してゐるのである。地方財政法の十二条には「地方公共団体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費については、法律又は政令で定めるものを除く外、国は、地方公共団体に對し、その経費を負担せざるやうな措置をしてはならない」とあつて、その第二項に「前項の経費は、左に掲げるやうなものとす」として、国の機関の設置、維持及び運営に要する経費、国家地方警察に要する経費、保安庁に要する経費、海上保安庁に要する経費、司法及び行刑に要する経費、国の教育施設及び研究施設に要する経費、このやうに列挙されてゐる中に一番先に書いてある。もしこの事実がありとすれば、これは明らかに違反であつて、これは自治庁長官に何らかの措置をとつてもらわなければならないと思ひますが、この場合、自治庁長官の答弁を求めます前に、一応国警長官の腹を聞いておきたいと思ひます。地方財政法にはこういうやうにはつきりと書いてあります。従つて御承知のやうに、例の茨城県でありまして、あの下館の問題は、たとえば茨城県の国警隊長でありまして、長岡君が独断で、これを十四箇町村に話をして強制的に割当てたといへないか、それが村が出してあるといふことになれば、地方財政法の十二条に違反すると思ひますが、この話をした長岡茨城県国警隊長に対して、国警長官として、おそらく国警長官が命令されたわけでもありませんが、もしあなたが命令しないで、国警本部が知らないうちに、茨城県の国警隊長がこういうことをやつたといひますれば、その責任は一体どこに帰属するの、その点をはつきりしておいていただきたい。

○齋藤(参)政府委員 茨城の国警の隊長が寄付を割当て強要したということであれば、私の方は適當な処置をとらなければならぬと思つております。ただこの新聞にありますが、それが、それがその割当をしたのかという問題だと思ひますが、私はおそらく関係町村長の方々が集まられて、そこでこのくらいを出そうじやないかといふことで、おきめになつたものじやないかと思ひますが、隊長がこれだけ出してくれという割当をしてやつたといふのであるならば、嚴重にこれは戒めまして、将来こういうことのないやうに、また他の地区においても、そういうことのないやうにいたします。

○門司委員 それについてなお国警長官に聞いておきたいと思ひます。ことは、この長岡隊長の談を見ても、まづ、こういうことは全国どこでもやつてゐることだ、何もここだけがやつたわけじやないのだといふことを公言されておる。そういういたしますと、全国各地でやつてゐるのじやないかと思ひますが、一体国警はこういう問題に對して調査された資料が何にあるかどうするか。先ほど北山君は兵庫県の例あるいは愛知県の例をとつて参りました。が、府県の例からいへば、そういうものが市町村の決算の中に現われて來てゐる。そういういたしますと、これを国警が知らないといふは言えないと思ひます。一体そういうものの、国警に集約されたものがあるかないか。あなたの方では、強要したものではないといふやうなお話かもしれませんが、強要するといふことは非常にむづかしい、そのときの判断でありまして、おそらく強要であつたか相談であつたかといふことは、非常にむづかしい問題だと思ひますが、強要であつても相談であつても、村会がそういうものを議決して村が出してあります以上は、やはり公の機関が公の機関に出したものとすれば、国警にも何かそういう調査等がなければならぬと思ひます。この点について、もし調査されたものがあるといふれば、この際ひとつ全部出していただきたい。

○齋藤(参)政府委員 先ほど申しましたやうに、地元の町村からこの程度寄付をするからといふことで、受けてゐる例は他にもございまして、おそらく隊長はそういう意味で、大体そういう申出を受けておるということをやつたんであると思ひます。なおこれについて全国的な調査であります。これは昨年でありましたか、寄付の調査として過去二、三箇年分まとめてこの委員会にお出しをいたしたと思つております。それでもよければもう一度、その資料がありましたら、お知らせいたします。

○門司委員 その資料が出て來れば大体全部わかると思ひますが、それで今度は自治庁長官にお聞きいたします。国警の方では強制的に割当てておるのではないといふことになつておるやうに、財政法の建前から行きますと、強制的であるとかないとかいふものじやなくて、そういう機関に出してはいけないうことになつてゐるはずであります。だから、これは強制的であるやうなところと、警察の關係に對して、国家地方警察に對して、地方の自治体から寄付をするといふことは、明らかに地方財政法違反になつておると思ひます。この地方財政法違反を犯した町村に對しても、何らかの警告なり、何らかの措置がされなければならぬと思ひますが、一体自治庁の建前から国家地方警察の本部に對して、こういう問題について何か申入れ、その他をされたやうな事実がもしありとすれば、教えていただきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 先ほどから地方財政法の四条の二、それから十二条、それから先ほど私が申し上げました地方自治法の二百三十一条、この三つの規定を交互に読み直してみてもおるのではありませんが、あるいは私の解釈が少しずれておるかもしれないですけれども、私の感じでは、門司委員が御指摘になるやうな解釈は実は出て來ないのであり

ましてこれはこのように解すべきじやないだらうかと読んでおるのであります。この第十二条の規定しておりますのは、国が国の機関を設置するというならば、当然その国の機関に応じた予算を組まなければならないのであります。たとえば具体的に申しますならば、あるところにある警察をつくる。百万円金がいる。百万円の予算を組まず、八十万円しか組まずに、二十万円は当該の地方団体で出せということになると、この十二条の規定にひつつかつて来る。そこで百万円金がいる。もちろん百万円が満足なものでできないかもしれないが、とにかく必要なだけ国が経費を組んだ。その上に当該自治団体の住民などの意見でもつて、それ以上また自治団体が金を出すということとは、結局自治団体の住民が金を出しになるということであると思うのであります。それにプラスしたものを自発的に出して行くということであると、四条の二と地方自治法の二百三十一条の関係でもつて、強制的でない部分については、これをあなたがちとめるというようにはなつておらぬのではないか、私はこういうふうに感じておるわけであります。あまり法律に詳しくありませんので、あるいは考え方が違ふかもしれませんが、そんなような感じでおるわけであります。従つてこういう事例に対して自治庁としては、いまだかつて自治団体に對して注意をしたということはないように私も承知をしておるわけであります。

○門司委員　これは非常に怠慢だと私は思うのです。自治法の二百三十一条には、明らかに公益という文字を使つております。この公益という文字をな

ぜ使われているかということも、法律的にはいろ／＼な解釈は——私はこの自治法をこしらえた当時の各条文についての記憶があまりないのでありますが、一応討議されたことは間違いないのであります。しかし公益という言葉は非常に広いのであります、ここに公益という文字を使つたということに、「寄附又は補助」と書いてあるはずであります。それで自治法の二百三十一条はできておるのであります。従つて単にこういう公共団体に寄付をするということとは、建前が少し違ふのじやないか。自治法の方で書いておりますものは、さつきも申し上げましたように「寄附又は補助」と、こういう文字を使つております。しかもそれには「公益」と書いてある。そういういたしますと、これはさつきから申し上げておりますように、補助の対象になり得るものもやはりこの中に含まれておる一つの規定でありまして、必ずしも地方財政法の四条の二あるいは十二条と関連して考える筋合いのものではないというように考えざるを得ないのであります。従つてこれはせつかくの自治庁長官の答弁であります、私はそういうふうな考える。自治法の二百三十一条の規定と地方財政法の四条の二、十二条というものは、私はこの場合にはあまり関連性はないのじやないかというふうな実は考えております。従つてわれわれがここでお尋ねするのは、どこま

でもやはり地方財政法の規定に基いた問題でなければならぬと考へております。これは先ほど申し上げましたように、警察が県に移管されて参りますと、こういうことは至るところで起り、ほしくないかと考へる。今まで自治警察におきましては、先ほどから申し上げておきますには、たとえば地方住民が寄付したようにいたしまして、これについては防犯協力会その他の名によつていろ／＼な経費を負担しておるといたしまして、これは住民みづからが持っております一つの自治体の組織の中にあるのである。いわゆる自治の本旨という言葉を使つておりますように、市町村であります場合は自治体の第一段階である。従つてそこに行われますこれらの行為については、住民がある程度の援助をするのであるということ、必ずしも私は悪いものではないと考へざるを得ない点もないわけではなからぬ。しかし今度府県の段階に移つて参りますと、事はそう簡単には行かなくなつて来る。府県の段階になりましてこれに経費を負担させるということになると、勢ひ市町村というような公営団体が、その寄付の対象物にならざるを得ないような形がだん／＼とよけい出て来やしないかと思ひます。従つてさつきから申し上げておりますような質問をいたしておるのでありますが、この場合もう一度はつきり長官にお伺ひしておきたいと思ひますのは、今までの長官のお考えと私の考へとの違つておるのは、法律的解释はそういうことでございますが、従来こういうものがあつたということも、大体承知されておるようであります。將來こういうことが非常に多くなるということが私に

は一応考えられるのです。そうして今度の警察法の中には、明らかにこれは自治警察であるか、国警察であるか、一向けじめがつかぬのであつて、従つてもしそれが自治体警察であるという解釈がついて来るならば、地方財政法の十二条の国家地方警察という文字が消えて来るのであります。必然的なことなるといふ感じが出て参りますので、今のところは国家地方警察は国の警察であるかといふ形を示しておるから、そういうういふ条文が入つておるのである。従つて自治庁長官に、警察法の改正に関するあなたの御見解を聞きたいのであります。が、現行警察法ではたして国家警察であるか、地方自治警察であるかといふ見解を、一応この場合聞かしておいていただきたいと思ひます。

○塚田国務大臣　この点おそらく國警當局からもそのようにお答え申し上げておると思いますが、私も府県を単位にした自治体警察であるという概念をもつて問題を考へておるわけでありま

す。

○門司委員　自治庁長官はこれを府県を単位とする自治警察だ、こゝ言わられておりますが、しかし法律の中にはどこにも自治警察という文字が使つてないのであります。一字一句もこの中には自治という文字を使つておりません。府県警察としか書かれておりません。府県警察としか書かれておりません。そうすると、府県警察といふものが一体自治警察であるかどうかといふことは、先ほど申し上げましたことに、任免権の問題についても非常に大きな疑義がある。あなたの方で法律でこしらえれば何でもできるのだ、ただ法律は男を女にするということができ

何でもできるのだという暴論をもつて
ないといふだけでありまして、あとはい
何でもいいわけだといふ暴論をもつて
すれば、それは何でもできるかもしれ
ません。およそ法律をこしらえるから
には筋の通つたものにしなければなら
ぬと思う。筋の通つたものによつたと
するならば、この地方財政法に違反し
ない制度をここに設けるということに
なつて参ります。勢ひこの警察法自身
というものが、やはり自治庁長官の立
場においても明確に、これは自治警察
であるという定義が下されなければ、
先ほど申し上げておりますような寄付
行為その他がどん／＼行われて来る。
これは府県の一つの事務ということに
なつて参りますと、地方財政法の規定
は非常に大きく違つて来るのでありま
す。それで私は聞いておるのでありま
すが、今のような答弁だけでは私は
承認するわけには行かないのです。そ
れなら一体どこが自治警察なのか。こ
れは地方自治法の改正並びに地方財政
法との関連性を持つておりますので、
もしこれが改正を必要とするならば、
自治庁の長官は当然この警察法は自治
警察であるという説明をされなければ
ば、この法律の改正はできないと思つ
ので、法律を改正する前提としてこの
際説明を聞いておきたいと思ひます。

○塚田国務大臣　これは自治という言
葉の定義からしてかかれなければならないのでありますが、私から御説明申
し上げてゐる気持とは、門司委員がお尋ね
になつてゐる氣持とは、そのお話を伺
つておると氣持が幾らかずれておる上
うに感じられますのは、門司委員は自
治という考え方を、現在の自治法が規
定しておる自治というものゝを頭に置いて
御判断になつておるように思ふので

す。私は自治というものは、自治の本質という議論から行きて、それがどういふ形にその国、その時代に現われて来るかという事は、いろいろ／＼なその他の要請——同じ自治警察といつても、今までの形のような自治警察は運営した結果うまく行かなかつたといふことで、違つた形の自治警察といふものを私は考えたといふことになるわけでありまして、従つて今までの考え方の自治というものは、御指摘のような幾つかの点でかわつて参る点がありまして、私もそれはさういふものを自治警察というように概念したい。従つて自治というものがその形によつて本質的に薄れてしまふといふことであれば概念したくてもできないことになるわけでありまして、私もはこの程度におきましては、やはり地方住民の民意が取入れられて自治と言ひ得るのじやないかという考え方をいたしております。

○門司委員 これは非常に私どもの考え方と違ふのであります。同時に今の答弁にしてもおかしいと思ふのです。自治の概念というものは、そのときそのときで違ふと言われますが、自治の概念は違ひないのです。自治の概念はどこまで行つても同じだと思ふ。ただそのときの情勢で国が自治に対してさういふ制約を加へてゐるという事は言へると思ふ。しかし自治を野放しにしておけば——自治とは何ぞやといふことになれば、自治はやはり地方住民がその社会と住民の共同の責任の上に立つて行われる一つの行政が自治だと思ふ。またさうでなければならぬと思ふ。従つてそれらの第一段階としては、日本の行政組織の上では市町村で

あるということが一応私は言へると思ふ。府県はそれのさらに総合されたものであるといふことは間違ひないと思ふ。自治の本旨からこれを自治警察というならば、当然これはやはり社会と住民の共同の自覚と責任の上において行ふといふことになれば、市町村にある警察は自治警察とするのが正しいものである。今は市町村が警察を持つやうになつておられますから自治という文字を使つておるが、しかし府県はさういふ観点から考へて参りますと、ある意味での自治体でもあり、ある意味においては国の出先機関でもあるやうな、あいまいといふ言葉はどうかと思ひますが、複雑な一つの行政になつておる。そこでこれを自治警察として、あるいは自治体として言い切るといふことについては、政府もここでちよつとふんぎりがしにくいのではないか。これは自治という文字を使わないで、ただ府県警察という文字を使つておる。自治の定義をするといふことになつて参りますと、これは非常に長くなると思ひますが、私はさつきも申しましたやうに自治の定義とは、あくまでもその社会と住民の自覚において、責任においてやるということが正しいと思ふ。従つてもし長官がさういふ御意見ならば、前の言葉を繰返すようではあります。自治体であるといひますます警察長並びに自治体の中で動いて参りますものは、ことごとくこれは地方公務員でなければならぬ。いわゆる都道府県知事の所轄のもとにこれが運営されることと正しいと思ふ。ところがこの法案の中には遺憾ながら地方の都道府県知事の所轄のもと

に警察行政を行うということが書いてない。さういふしますと、これは明らかに自治警察であるといふ解釈を下せないと思ふ。自治体の警察でないといふ解釈をして行くといふことになつて参ります。どうしてもこの問題自身は、自治庁の長官がもう少しはつきり認識していただいて——先ほど国家公務員が地方公務員を任命することができるといふことについては、法律でやればできるだらうといふことであります。したが、さういふことでなしに、ほんとうに都道府県知事の所轄のもとに行ふことになつて参りますと、やはり都道府県知事が一切の人事権に對しまする公安委員会の運営等が行われる警察制度にしなければならぬ。この中にはさういふ明確な線がどこにも出ておらない。この点について自治庁の長官はもう少しはつきりしたらどうなんですか。あなたの立場で困るなら困る、困らないなら困らないと言へばいい。さうしないなら自治法の改正と例の地方の財政法の改正のときに自治庁の長官はお困りになるのではないか。一応これを改正されようとする御意思があるならば、ここで明確に言つておいていただければ非常に都合がいいと思ふのですが、その点非常にくだいようであります。○塚田國務大臣 これは今きかめて通俗に自治々々と言つております自治団体という考へ方からいつても、市町村と府県のあり方とは違ひと同じやうに、国家のいふ／＼な仕事、この場合の国家といふのは、国、地方を通じての広い意味の国家を申しておるのです。が、その仕事のある部分は自治の形に

おいてやる。ある部分は狭い意味の国の事務としてやるということになるわけでありまして、さういふぐあいになります。場合に、自治団体といふ今日通俗に行われております自治団体の事務として行われる場合と、国の事務であるし、またこれは自治という形であるにしても、いわゆる自治団体の普通の機構を通してやらないで、別の機構を通してやるという自治の運営の仕方というものもあると思ふのであります。私は警察を地方の事務的に、自治的に運営して行くといふ観点に立つて、今度の警察法の改正が行われておると思ひます。その場合にこの警察行政の特殊性といふものがここに働いて参ります。ことに過去何年間か、今までの行き方ですべて欠陥があるといふことも頭に置きながら、最も能率的で、しかも経費も安くするといふのが、今度御審議を願つておる警察の機構のあり方であると思つておる。そこでこの機構といふものが自治という言葉を使ふには非常に不適当なものであるかどうかといふことの結局認定論になるのと思ふのですが、私は警察という仕事の特長から、相当程度従来の自治団体の行ふ事務のやり方と違つた形が出ておりますけれども、やはり私は一種の警察事務の自治的な運営という意味において、自治警察といへるのではな

いかと考へておるわけでありまして、従つて改正をいたしますとするならば、さういふ考へ方で新しい警察制度と合うやうに、あわせて自治法の部分を改正をして行きたい、こう考へておるわけでありまして。○瀧尾委員長代理 午前中の会議はこの辺でとめまして、午後引續いて再開いたします。質疑を続行いたします。

しばらく休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十九年四月二十一日印刷

昭和二十九年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局